特別養護老人ホームすこやか館合

重 要 事 項 説 明 書

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

(令和7年8月1日)

当施設は、ご入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。なお、当施設は介護保険の指定を受けております。

(秋田県指定第0590300182号)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ファミリーケアサービス	
事業者の所在地	〒013-0044 秋田県横手市横山町1番1号	
法 人 種 別	社会福祉法人	
代表者名	理事長 石 山 清 和	
電 話 番 号	0182-33-7777	

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームすこやか館合	
施設の所在地	〒013-0481 秋田県横手市雄物川町薄井字新城7番2	
管 理 者 名	施設長 中 野 博 美	
電 話 番 号	$0\ 1\ 8\ 2\ -\ 5\ 6\ -\ 2\ 8\ 0\ 0$	
FAX番号	0 1 8 2 - 5 6 - 2 8 0 1	

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	秋田県知事の事業者指定	利用定数	
事未り/性類	指定(更新)年月日	指定番号	利用足剱
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	令和6年3月1日	0590300182	29人
短期入所生活介護 (介護予防)	令和6年4月1日 (令和6年4月1日)	0570320564	20人
小規模多機能型居宅 介護(介護予防)	令和6年3月1日 (令和6年3月1日)	0590300190	登録 25人

4 事業の目的と運営の方針

	介護保険法の理念と政省令の基準に基づき人員及び管理運営に関する事項を
事業の目的	定め、ご入居者に対し、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス(以
	下「施設サービス」と言う。)を提供することを目的とします。
	ご入居者及びご家族の立場に立ちながら施設サービスを提供するよう努め、各
施設の運営方針	関連機関との連携も図り、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行いま
	す。また可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、施設サービス
	計画に基づきご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと
	ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能
	訓練を行います。

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		5, 936. 94 m ²
	構造	鉄骨造・地上1階建・準耐火建設物
建物	延べ床面積	2, 678. 99m ²
	利用定員	特養29名、短期入所20名
	利用足貝	小規模多機能型居宅介護:登録25名

(2) ユニット及び居室

施設種	ユニット	種類	数	1床あたりの面積
特 養	桜	個室	10	10.66 m²(2) · 10.75 m²(4) · 10.90(4)
短期入所	木立	個室	10	10.66 m²(2) · 10.75 m²(4) · 10.90(4)
	大樹	個室	9	10.66 m²(2) · 10.75 m²(4) · 10.90(3)
	鳥海の宿	個室	10	10.75 m²(4) · 10.90 m²(5) · 10.94 m²(1)
	雄物の宿	個室	10	10.66 m²(2) · 10.69 m²(1) · 10.75 m²(2) ·
	仏田初り21日	凹主	10	10.90 m²(5)
小規模多機能	つきの木	個室	6	7.79 m²(2) · 8.22 m²(3) · 8.37 m²(1)
/1%於沒多物類	1 200/	間仕切	3	8.33 m²(1) · 8.48 m²(2)

全館・全居室冷暖房完備

ご入居者から居室の希望変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(3) その他主な設備

①玄関	⑧個別浴室・特殊浴室・脱衣室
②事務室	⑨洗濯室・汚物処理室
③サービスステーション(介護職看護職員室)	⑩トイレ・洗面所
④介護材料室	①談話コーナー
⑤共同生活室	②厨房
⑥相談室(兼応接室)	③休憩ホール
⑦リネン室	④中央多目的ホール

6 職員体制(以下は特養入居者29名、短期入所20名に対する職員配置の概要です)

職種	職員数	職務内容
管 理 者	1名	施設運営の責任者
医 師 (嘱 託 医)	1名以上	診療及び健康管理、保健衛生指導
生活相談員	1名以上	生活相談全般
介護職員	20名以上	生活相談及び介護業務
71 12 1905		(1名生活相談員兼務)
看護職員	3名以上	健康管理、保健衛生管理
栄養士又は管理栄養士	1名以上	献立作成、栄養量計算、栄養指導
機能訓練指導員	1名以上	日常生活上の機能訓練
介護支援専門員	1名以上	介護サービス計画立案
その他職員	事業実施における適当数	

7 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

ご入居者の心身の状況に応じて、自立支援と日常生活の充実に資するように施設サービス計画を作成し、ご入

居者の同意のもと計画に応じた介護サービスを提供します。

種類	内 容
食事介助	ご入居者の状態に合わせ、適切な介助を行います。
入浴介助(特浴、一般浴)	基本的には週2回以上。身体状況等により、ご入居者が快適に利用で きるように浴槽を用意いたします。
清拭	身体状況等により入浴が困難な場合は清拭を実施します。
体位交換	必要に応じ随時交換いたします。
移動	ご入居者の身体の状況に応じ、車椅子、歩行器等適切な用具を使用して行います。
衣類の着脱	ご入居者の身体の状況に応じ随時行います。
整容	必要に応じ随時行います。
清潔(洗顔、口腔清潔等)	必要に応じ随時行います。
通院の介助	必要に応じ職員が同行し行います。
清掃	随時行います。
洗濯	随時行います。
居室配膳・下膳	ご入居者の心身の状況に応じ対応いたします。
栄養ケアマネジメント	ご入居者個々人の食事について、栄養士が適切な計画を立案し、食事 の提供を行います。
嘱託医による回診	週1回実施し、嘱託医師の指示による医療処置を行います。
健康診断	1年に1回実施いたします。
健康相談・指導	嘱託医師、看護職員が行います。
医師の往診	必要に応じ行います。ただし医療保険給付外は実費を徴収いたしま す。
褥瘡防止対策	ご入居者の身体の状況に応じ、適切な処置を行います。
日常生活に関わる相談、助言	必要に応じ対応いたします。 当施設の第三者委員や公的行政機関への相談の対応も行います。
福祉用具の利用方法の相談、助言	必要に応じ対応いたします。
重度化対応の整備	ご入居者で重度の障害のある方は、嘱託医師の助言をもらいながら、 適切な介助を行います。
看取りの指針	ご入居者の状況に応じ、嘱託医師の助言をもらいながら、適切な介助 を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
食費	食材費及び調理費にかかわる費用です。
戌頁	1日3回、おやつ1日1回。
居住費	この施設及び設備を利用し、居住するにあたり、光熱費相当額及び室料(建物
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	設備等の減価償却費等)をご負担いただきます。

(3) その他

(C 4 > 1 E	
種類	内容
理容	市内の理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。費用は実費を
上	いただきます。
	生活に必要な日用品について、ご入居者及びご家族等が自ら購入できない場合
買い物代行	は、買い物代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむ
	を得ない場合を除き、購入代金を添えてお申込みください。

金銭管理	ご入居者が所持する現金等の管理を、施設へ依頼する場合、金品のお預かりサ		
(預り金管理)	ービスをご利用いただけます。詳細は預かり金取り扱い要綱によります。		
事務手続き代行	役所等への事務手続きは、必要に応じ代行いたします。ただし、手続き等で発		
事物士就される	生した手数料は実費をいただきます。		
	日常生活に要する費用でご本人に負担いただくことが適当であるものについ		
その他	ては実費負担となります。		
	例)レクレーション等の活動費用・喫茶利用代金・インフルエンザ等の費用負		
	担が生じるワクチン接種実費・その他ご入居者の私的用事にかかわる経費等。		

8 サービス利用負担額

介護サービスと利用負担額については別紙1のとおりです。

(1) 介護保険給付サービス料

介護保険の告知上の額に従い、ご入居者の要介護度に応じた施設介護サービス費の負担割合証に記載された割合に応じた額をお支払いください。具体的な利用料については、軽減措置等の理由で個々のご入居者毎に違いますので契約時に提示いたします。

何らかの事情により、ご入居者が要介護認定を受けられずにサービスを利用する場合、その期間における介護保険給付サービス費の全額をお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が国民健康保険団体連合会から払い戻されます。(償還払い)

(2) 介護保険給付外サービス料

食 費 居住費 全額実費もしくは負担限度額認定証に記載された額となります。	
--	--

9 介護保険給付サービス料及び介護保険給付外サービス料の支払い

介護保険給付サービス料の自己負担分については、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、請求当月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

なお、1 $_{7}$ 月に満たない期間のサービスに関する自己負担分については、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- ①事務室窓口での現金支払い
- ②下記指定口座への振込み

北都銀行 横手支店 普通預金 6114877 秋田ふるさと農協 横手支店 0012838

秋田銀行 横手支店 普通預金 864190

ゆうちょ銀行 通常預金 18610-14302941

- ③北都銀行・秋田銀行・ゆうちょ銀行・秋田ふるさと農協の預金口座からの自動引き落とし
- ご入居者の選択により提供されたものの実費経費については、その都度現金でお支払いください。

10 協力医療機関と医療

(1)

協力医療機関	
医療機関名	市立大森病院
院長名	小 野 剛
所 在 地	〒013-0525 秋田県横手市大森町字菅生田 245-205
T E L	0182-26-2141
診療科目	内科、整形外科、外科、泌尿器科、小児科、眼科、皮膚科神経内科、血液・腎
10/13/17	臓内科、呼吸器科、心臓血管外科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
入院 設備	150床(一般病床100床、療養病床50床)
救急指定の有無	有

物も割約の内容	ご入居者が急変した場合等の相談対応体制の常時確保、
協力契約の内容	必要に応じた入院を含めた措置 他

(2)

協力歯科医療機関	
医療機関名	小坂歯科医院
院長名	小 坂 行 雄
所 在 地	〒013-0022 横手市四日町6-2
T E L	0182-36-4182
診療科目	歯科 、矯正歯科 、小児歯科
協力契約の内容	ご入居者に対する、歯科に関する訪問診療体制範囲における措置、施設職員に
励力を対したする	対する必要な技術的助言または指導 他

(3)

__ ご入居者の医療

- ①病気やけがの治療は、当施設の嘱託医師、またはご入居者が選択する医療機関で受けていただくことになります。医療費は医療保険制度で支給される以外の費用はご入居者の負担となります。
- ②通院時の付き添い、入退院の送迎はいたしますが、入院中の付き添いはいたしません。
- ③入院が3ヶ月以上にわたる見込みのある場合は契約解除の相談をさせていただきます。

11 非常時・災害時の対策

 非常時の対応	別に定める「特別養護老人ホームすこやか館合・消防計画」により対応しま
作品時の別心	す。
非常通報の体制	非常通報体制は、全職員への連絡体制を確保しています。
近隣との協力関係	地域の消防団と協定し、非常時の応援協力体制について確保しております。
非常時の訓練と防災設	別に定める「特別養護老人ホームすこやか館合・消防計画」により、年2回
作品時の訓練と例次数 備	以上夜間及び昼を想定した避難訓練を、ご入居者の方も参加して実施しま
7/用 	す。
防災設備の概要	屋内消火栓2ヵ所、消火器21ヵ所、避難経路12ヵ所、避難場所2ヵ所(併
別外以開めが安	設施設を含む)を設置しております。

12 当施設ご利用の際に留意いただく事項

	当施設において、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を受けるご					
 身元引受人(連帯保証	入居者は、身元引受人2名を定めるものとします。ただし、真にやむを得る。					
人以下省略)	い事情がある場合は、身元引受人を定めないことができるものとします。					
	身元引受人は、予めご入居者が定めた場合を除き、契約終了後、ご入居者					
	の残置物を引き取ることとします。					
	当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、					
 損害賠償	その損害を賠償いたします。ただし、介護サービス提供上不可効力的に生じ					
1月古知頃	た損害、事故の補償については、ご入居者、事業者双方で協議することとす					
	る。					
来訪・面会	来訪者は面会時間を守り、必ずその都度職員に面会カードを届けてくださ					
木 切 田云	い。又来訪者が宿泊される場合は事前に許可を得てください。					
外出・外泊	外出、外泊の際は、必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出て下さい。					
家族会	当施設には家族会があります。					
	施設内の居室や設備、器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これ					
居室・設備・器具の使用	に反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがありま					
	す。					
喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所に限らせていただきます。					

	医師による限定がない限り喫煙・飲酒は自由です。
迷惑行為等	けんか、暴行、中傷、口論等、他人に対する迷惑行為はご遠慮ください。
	ご利用時に所持品届を提出していただきます。なお、保管スペースは限られ
所持品の管理	ていますので、所持品は原則的に日常生活品に限り、貴重品は避けていただ
	きます。
	現金等の管理を施設に依頼される場合は、施設に預けることができます。詳
	細は、預り金取り扱い要綱によります。概要は次のとおりです。
	・管理する金銭の限度額
	10万円(特に依頼された場合を除く)
	・お預かりするもの: 印鑑
現金等の管理	(通帳については真にやむを得ない場合に限り対応)
	・保管場所:事務室金庫
	・保管管理者:施設長
	ただし、ご入居者及び身元引受人によりおおむね3ヶ月毎に確認を頂戴い
	たします。また、入居契約の終了後30日以内に所持品、及び現金等は、ご
	入居者、身元引受人にお引渡します。
ご贈答	職員個人に対する贈り物等のもてなしはご遠慮させていただきます。
宗教活動	施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教や政治活動を強要しない
政治活動	で下さい。
動物飼育	ご希望される方は、ご相談ください。

13 入退居及び契約について

入居について、入居ガイドラインに沿って入居調整委員会で決定します。 入居に合わせ契約を締結 し、サービス提供を開始いたします。

ご入居者のご都合で退居される場合、退居を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

介護認定更新によりご入居者の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間をもって退居していただくことになります。

ご入居者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはご入居者やご家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前に文書で通知いたします。

ご入居者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退居していただく場合がご ざいます。この場合、契約終了の2ヶ月前までに文書で通知いたします。

以下の場合は、双方の通知・連絡等がなくとも自動的にサービス終了となります。

ア ご入居者が他の介護保険施設又は措置施設に入居した場合

イ ご入居者がお亡くなりになった場合

14 緊急時の対応

ご入居者に状態の変化等があった場合には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先にご連絡いたします。

《緊急連絡先》

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

15 事故発生時の対応

ご入居者が事故により身体に傷害を発生している場合は、応急処置をとり、嘱託医に連絡をして指示を仰ぐとともに、事故が発生した経緯をご家族の方に速やかにご連絡し、その後の経過も随時ご連絡いたします。

16 身体拘束廃止について

身体拘束廃止に向けた取り組みを進めます。ただし、ご入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、次の事項に則り身体拘束その他入居者の行動を制限する場合があります。

- ①入居者、家族に対する説明及び確認
- ②身体拘束廃止検討委員会における検討
- ③施設長の許可
- ④拘束解除に向けた定期的な検討
- ⑤記録の整備

17 個人情報の使用について

ご入居者及びそのご家族の個人情報に関しては、必ず書面で同意を頂いた上で使用させていただきます。 ご入居者の施設サービス計画作成や、介護支援専門員やサービス事業者等との連絡調整において個人情報の使用・提供が必要になった場合は、必要最小限の情報を関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払い使用します。

18 虐待防止について

事業所は、ご入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業者に対する研修の実施等を行い、虐待を受けたと思われる事例に関わった場合は、速やかに市町村等に通報する義務があります。

19 第三者による評価の実施状況

宝塩な1	実施あり	実施日	
美施なし	人 (配(8) り	評価機関	

20 相談・要望・苦情等の窓口

当施設の介護サービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。なお、当事業所以外で市役所など行政機関等でも受付しています。

	苦情受付担当者 生活相談員 五十嵐 稔生
	ご利用時間 月~金曜日 午前9時~午後4時
ご入居者	ご利用方法 電 話 0182-56-2800
ご相談窓口	窓 口 当施設事務室
	古 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	会 木 信 好 電話 0182-36-1108
第三者委員	見田 貞一郎 電話 090-7075-9666
	米 山 隆 電話 0182-26-3180
	《秋田県福祉サービス相談支援センター》
	秋田県運営適正化委員会
	住所 秋田県秋田市旭北栄町1-5 (秋田県社会福祉会館内)
	電話 018-864-2726 FAX 018-864-2840
	(受付時間 平日8:30~17:00)
	《横手市の機関》
	横手市市民福祉部まるごと福祉課
	住所 秋田県横手市中央町8番2号 本庁舎4階
	電話 0182-35-2134 FAX 0182-32-9709
	増田地域局(市民サービス課) 0182-45-5514
	平鹿地域局(市民サービス課) 0182-24-1114
その他	雄物川地域局(市民サービス課) 0182-56-2134
相談窓口	大森地域局(市民サービス課) 0182-26-4030
	十文字地域局(市民サービス課) 0182-42-5114
	山内地域局(市民サービス課) 0182-53-2933
	大雄地域局(市民サービス課) 0182-52-3905
	横手市東部地域包括支援センター 0182-35-2160
	横手市西部地域包括支援センター 0182-35-2135
	横手市南部地域包括支援センター 0182-35-2177
	《秋田県国民健康保険団体連合会》
	住所 秋田県秋田市山王四丁目2番3号
	秋田県市町村会館4F
	電話 018-862-6864 FAX 018-824-0043
	(受付時間 平日9:00~17:00)
	(X11,11H) H 0 · 00 11 · 00)

別紙1 【R7.8.1~】

●介護サービスご利用負担額一覧表【特別養護老人ホームすこやか館合】

(1)保険給付対象サービス

		負担額(1割)		負担額(2割)		負担額(3割)		備考
	要介護 1	682	円	1,364	田	2,046	円	1日につき
ユニット型 地域密着型	要介護 2	753	円	1,506	円	2,259	円	1日につき
介護福祉施設	要介護 3	828	円	1,656	円	2,484	円	1日につき
│ サービス費(I) (ユニット型個室)	要介護 4	901	円	1,802	円	2,703	円	1日につき
(ユークト至個主)	要介護 5	971	円	1,942	円	2,913	円	1日につき

		負担額(1	割)	負担額(2	割)	負担額(3割)		備考	
	日常生活継続支援加算 2	46	円	92	円	138	円	1日につき 全員	
	看護体制加算 Ι イ	12	円	24	円	36	円	1日につき 全員	
	看護体制加算 Ⅱ イ	23	円	46	円	69	円	1日につき 全員	
	夜勤職員配置加算Ⅱ イ	46	円	92	円	138	円	1日につき 全員	
	外泊時費用	246	田	492	円	738	円	月6日限度 該当者	
	初期加算	30	円	60	円	90	円	1日につき 該当者	
	高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10	円	20	円	30	円	1月につき 全員	
	協力医療機関連携加算(1)	50	円	100	円	150	円	1月につき 全員	
	再入所時栄養連携加算	200	円	400	円	600	円	1回限り 該当者	
	退所前訪問相談援助加算	460	円	920	円	1,380	円	1回につき 該当者	
	退所後訪問相談援助加算	460	円	920	円	1,380	円	1回につき 該当者	
	退所時相談援助加算	400	円	800	円	1,200	円	1回限り 該当者	
加算	退所前連携加算	500	円	1,000	円	1,500	円	1回限り 該当者	
	栄養マネジメント強化加算	11	円	22	円	33	円	1日につき 全員	
	経口移行加算	28	円	56	円	84	円	1日につき 該当者	
	経口維持加算 I	400	円	800	円	1,200	円	1月につき 該当者	
	経口維持加算 Ⅱ	100	円	200	円	300	円	1月につき 該当者	
	口腔衛生管理体制加算	30	円	60	円	90	円	1月につき 該当者	
	療養食加算	6	円	12	円	18	円	1回につき 該当者	
	看取り介護加算 I1	72	円	144	円	216	円	1日につき 該当者	
	看取り介護加算 I2	144	円	288	円	432	円	1日につき 該当者	
	看取り介護加算 I3	680	円	1,360	円	2,040	円	1日につき 該当者	
	看取り介護加算 I4	1,280	円	2,560	円	3,840	円	1日につき 該当者	
	科学的介護推進体制加算 Ⅱ	50	円	100	円	150	円	1月につき 全員	
	在宅復帰支援機能加算	10	円	20	円	30	円	1日につき 該当者	

加算	介護職員処遇改善加算 I(所定単位数の 140/1000 加算)	1月につき 全員
----	----------------------------------	----------

(2) 保険給付対象外サービス

①居住費(滞在費)		負担額		備考					
ユニット型個室	第 1 段階	880	円	1日につき					
	第 2 段階	880	円	1日につき					
	第 3 段階	1,370	円	1日につき					
	第 4 段階	2,066	円	1日につき					

②食費		負担額		備考					
	第 1 段階	300	円	1日につき					
	第 2 段階	390	円	1日につき					
共通	第 3 段階 ①	650	円	1日につき					
	第 3 段階 ②	1,360	円	1日につき					
	第 4 段階	1,445	円	1日につき					

(3) 食費・居住費(滞在費)の負担限度額について

食費・居住費(滞在費)の負担額は、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、

その認定証に記載された食費及び居住費(滞在費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

尚、(2)の食費及び居住費(滞在費)一覧表における食費・居住費の負担段階は次によります。

利用者負担段階	対象となる人
第1段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者●生活保護の受給者
第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80万円9千円以下の人●預貯金、有価証券、現金、負債等の合計が、単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下であること。
第3段階(1)	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80万円9千円超120万円以下の人 ●預貯金、有価証券、現金、負債等の合計が、単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下であること。
第3段階(2)	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120万円超の人●預貯金、有価証券、現金、負債等の合計が、単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下であること。
第4段階	●世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の人●住民税を課税されている人

(4) その他のサービス

	負担額	備考
理容サービス(理髪)	実費	1回につき
買い物	実費	買い物代金
役所等の手続き	実費	役所等での手数料

説明日:令和	_年	月	_ F
--------	----	---	-----

当施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、ご入居者及びご家族、身元引受人に対し本書面に基づき重要事項を説明し交付しました。

特別養護老人ホームすこやか館合 (秋田県指定第0590300182号)

社会福祉法人ファミリーケアサービス

秋田県横手市雄物川町薄井字新城7番2

事業者名 施設名

施設所在地

管理者氏	名	中	野	博	美									
説明者		職	名				 							
		氏	名					印						
									令	和	年_	月_		日
本書面に基 ト護老人福									た。	また	、当該	亥事業原	折に	お
ご入居 住 「	•	_												
氏	名										印			
代理	人	_									即			
身元引 9														
氏	名	_									印			
ご入居者	との続柄	ĵ _												
身元引 多住 〕	多人 所	_												
氏	名	_									印			

ご入居者との続柄 _____